

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程
秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 登録を受けた排水設備工事責任技術者の名簿

第 2 条第 4 号中「工事責任技術者の専属」を「第 2 号の名簿に記載した工事責任技術者の」に改める。

第 5 条第 2 項中「専属する」を「選任した」に改める。

様式第 1 号中「従業員名簿」を「登録を受けた排水設備工事責任技術者の名簿」に、「工事責任技術者の専属」を「第 2 号の名簿に記載した工事責任技術者の」に改める。

様式第 5 号を別紙のように改める。

排水設備工事責任技術者変更届

令和 年 月 日

（宛先）秋田市上下水道事業管理者

指 令 番 号

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

下記のとおり、選任した排水設備工事責任技術者を変更しましたので届出します。

記

1 変更前	
氏名	
県協会登録証番号	
秋田市登録証番号	
兼任する営業所名 および住所（該当の 場合）	（営業所名） （営業所住所）
2 変更後	
氏名	
県協会登録証番号	
秋田市登録証番号	

兼任する営業所名 および住所（該当の 場合）	（営業所名） （営業所住所）
3 変更事由	
4 変更日	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。